

審査基準

平成13年6月6日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第12条第1項
処 分 の 概 要 : 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先) : 石川県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第11条第2項(行商従業者証) 古物営業法第12条(標識) 古物営業法施行規則第10条(行商従業者証の様式) 古物営業法施行規則第11条(標識の様式)
審 査 基 準 :
標準処理期間 : 30日
申 請 先 : 申請書は、営業所所在地の所轄警察署の生活安全課(生活安全刑事課)に提出して下さい。
問い合わせ先 : 石川県警察本部生活安全企画課営業風俗係 (076)262-1161 内線3043
備 考 :